

232

平成二十年三月二十七日提出
質問第二三二号

意書

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する質問主

提出者 鈴木宗男

警察組織における裏金問題を実名で訴えた現職警察官に対する警察庁の対応等に関する質問主

意書

一 本年三月二十四日付と同月二十五日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、愛媛県警の仙波敏郎巡査部長が自らの実名を明らかにした上で、警察組織において裏金づくりが行われていることを訴えている記事（以下、「朝日記事」という。）が掲載されているが、警察庁は「朝日記事」の内容を承知しているか。

二 「朝日記事」によると、仙波氏は一九六七年四月に警察官になり、その六年後に巡査部長の昇任試験に合格して間もなく、偽領収証作成に協力する様上司から求められたことがあり、転勤先でも何度か同様の求めがあつたことであるが、警察組織において偽領収証が作られている、またはかつて作られていたという事実はあるか。

三 「朝日記事」の中で仙波氏は「裏金づくりは犯罪。だから、警察幹部は犯罪者、警察は犯罪組織です。二十都道府県の五十カ所でこれを言つてきた。でも、（勤務先の警察から）注意されたことは一度もありません。懲戒処分もありません。私は真実を言つてますから」と述べているが、右の仙波氏の発言に対す

る警察庁の評価如何。

四 三の仙波氏の発言は事実を反映したものか。全国の都道府県警において、偽領収証づくりなど、組織ぐるみで裏金を作成している事例があるかどうか、警察庁として把握しているか。

五 仙波氏は現職の愛媛県警所属の警察官でありながら、同県警における裏金づくりを実名で告発しているが、仙波氏に対して同県警もしくは警察庁より何らかの指導がなされたか、または処分が下されたか。

六 五で、指導または処分がなされたのなら、その事由を明らかにされたい。

七 五で、指導または処分がなされていないのなら、その理由を明らかにされたい。

八 全国の都道府県警における裏金づくりの実態を明らかにすべく、これまで警察庁として何らかの調査をしたことはあるか。

九 ハで、あるのならば、その調査結果について説明されたい。

十 ハで、ないのならば、その理由を明らかにされたい。

十一 ハで、ないのならば、警察庁として今後調査を行う考えはあるか。また、警察庁の上位官庁である國家公安委員会は、然るべき調査を行う様、警察庁を指導する考えはあるか。

- 十二 警察庁において裏金を作ることは適切か。警察庁の見解如何。
- 十三 警察庁において裏金は必要か。警察庁の見解如何。

右質問する。